

## ●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

### <年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生月(月の初日生まれの方は前月)から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

### <年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生月の前月(月の初日生まれの方は前々月)までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※65歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

## ●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が發布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくことになります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

# 安心カードをお持ちですか？

## 安心カードって何？

具合が悪くなって救急車を呼んだ時など・・・もしもの時に安全と安心を確保するため医療機関などの本人情報を記入して専用容器に保管しておきます。

ハート  のシールを使って安心カードを確認して活用します。

病院や親戚などの緊急連絡先といち早く連絡を取ることができ、協力が得られます。

**65歳以上の申請いただいた方に、無料でお渡ししています。**

※申請書に、氏名・住所などを記入して頂くと、すぐにお渡しできます。印鑑は必要ありません。

安心カードの申請は

役場保健福祉課内の地域包括支援センター、由岐支所、阿部出張所で受付しています。

## 【お問い合わせ先】

美波町地域包括支援センター ☎ 77-1171

